

事前質問票 ご意見と対応について

番号	章	資料 ページ	意見	意見への対応
議題1 ティーミーティング（懇話会）の結果について				
1		1～4	<p>「ティーミーティング（懇話会）の結果について」に記載されており、有意義な議論をされていることが分かります。</p> <p>この結果を今後、どのように反映していかれるのでしょうか。その点について、「あんジョイプラン9」で触れている個所がありますか？</p> <p>中でも3ページの「（2）介護助手について②特別養護老人ホーム対象」では、広報活動、人材募集などについて市に期待されているようですが、いかがでしょうか。</p>	<p>ご指摘いただきましたとおり、介護助手のティーミーティング（懇話会）では有意義なご意見を多数いただきましたので、実際の事業運営に反映させていただきます。</p> <p>具体的には、資料P74「介護人材の確保・離職防止」の施策の中の、個別事業3-1-2「多様な人材確保に向けた支援」に反映させます。具体的な事業内容としては、募集を支援するためのチラシ作り等を想定しています。</p> <p>このようなチラシ等の募集支援策を行う上では、個別事業3-1-1「介護人材確保に関する意見交換会」の中で、事業所等から意見を取り入れつつ、作成したいと考えております。</p>
2		2.3	<p>介護助手の導入について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護職の負担軽減と業務内容の充実 <p>大変なイメージの払しょく、離職率の改善など、介護助手制度の導入は必要だと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護助手の社会的な地位の確立を <p>行政サービスの一環とし、あんジョイ生活サポーター、介護助手、運転ボランティアなどの人材を一括した「ケアアシスタント人材センター」の新設。</p> <p>高齢社会の課題の解決や、2025年の「団塊の世代」後期高齢者の増加に対応。</p> <p>市民への周知により、気軽に活用し、元気な高齢者の就労の機会を提供できる可能性があると思います。</p> <p>何か先駆的な取り組みが必要である。</p>	<p>介護人材については、専門職の確保が今後ますます厳しくなると想定されるため、専門職が対応すべき介護業務等に集中できるよう、専門性の低い業務を介護助手等に担ってもらえることができるよう、業務の切り分けが重要になってくると考えています。本市といたしましても、介護助手等の導入については、今後も事業所のニーズを把握しつつ、検討してまいります。</p> <p>ご提案の「ケアアシスタント人材センター」については、高齢者をはじめとする、専門職でない人を登録対象とした人材バンクかと思えます。愛知県では、類似の事業として「あいち介護サポーター」を運営しておりますので、当該制度を市民へ周知するとともに、当制度の活用方法について、今後検討してまいります。</p>

事前質問票 ご意見と対応について

番号	章	資料 ページ	意見	意見への対応
議題2 あんジョイプラン9原案について				
1	1章	11	高齢者等実態調査の結果について。超高齢社会を迎え、アンケート結果からは支え合いの意識が弱まっていることがうかがわれる。このまま経過すると、ますます支え合いの意識が薄れていくことが心配されるため、今後具体策などがあれば伺いたい。	<p>高齢者等実態調査の結果を見ると、前回に比べ、「余暇活動・社会活動の参加状況」や「ボランティア活動・支え合い活動への参加意向」の回答率が下がっていることがわかりますが、今のところ、減少幅は軽微であります。一方で、実際の事業の運営状況として、地域住民が活動する場の数は、以前よりも増加しております。</p> <p>今後、新たな事業等の実施は予定しておりませんが、引き続き住民主体の地域福祉活動の支援などを通じて、地域の支え合いの意識が薄れることのないよう、施策を実施してまいります。</p>
2	3章	30	切れ目のない医療サービスについて：医療機関に入院すると、コロナの感染予防対策で家族との面会が制限されるため、がんのターミナル（終末期）の方など、自宅へ戻られる方が増えています。自宅で療養する際、疼痛予防、病気の進行予防、また苦痛が減るように福祉用具が必要になる場合があります。がんを患っている方は亡くなる少し前に急激に体調悪化が進み、用具を必要とします。急激な変化があると介護保険の変更申請をかけますが、認定がおりないとサービス料が決まらないため、迅速に対応できない場合が多々あります。がんのターミナルの方は比較的上記のような経過をたどる方が多いので、福祉用具の取り扱いについて柔軟な対応措置を講じていただけると、利用者様が自宅で穏やかに過ごせるのではないかと思います。	<p>福祉用具の貸与に関する本市の取り扱いとして、末期がんにより急速に状態が悪化した人については、要支援及び要介護1の軽度者であっても、要介護認定の変更申請を経ることなく、特殊寝台、特殊寝台附属品、床ずれ防止用具などの介護保険適用を認めるという柔軟な対応をしております。これは平成22年に発出された厚生労働省通知に基づいた対応であり、医師の診断、市への申請等を必要としております。</p> <p>ご意見の趣旨としては、こうした手続きを経ることなく、迅速な対応を可能にして欲しいということかと思いますが、医師の診断に基づいたサービス担当者会議等で、本人の状態の確認することを必須としておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。</p>

事前質問票 ご意見と対応について

番号	章	資料 ページ	意見	意見への対応
3	4章	35	<p>第4章 35ページ 「現状と課題」下から3段目「短期集中型介護予防サービス～継続と改善が必要です」について、文章修正の提案です。</p> <p>【修正案】 短期集中型介護予防サービスについては、地域包括支援センターだけでは自立支援に向けた利用者の残存機能と改善可能性の評価の困難さがあり、プランナーの人員配置にも問題があります。また、サービス事業所及び利用者が、特定の地域に集中しています。</p> <p>介護予防ケアマネジメントについては、インフォーマルサービスなどの社会資源を活用していないものや、利用者・家族の意向を尊重するあまり、自立支援を十分に果たしていないプランもあります。そのため、社会資源をふまえつつ、利用者の自立支援を見据えたアセスメントを行い、地域課題の発掘に繋がるような視点が必要です。</p> <p>市民や介護保険サービス事業所等において、地域包括ケアや総合事業の理念が十分に認識されているとは言えない現状です。そのため、高齢者が主体的に介護予防や支え合いに取り組めるような支援体制の継続と改善が必要です。</p>	<p>該当箇所の修正については、ご提案いただいた案を参考にしつつ、今後検討させていただきます。</p>

事前質問票 ご意見と対応について

番号	章	資料 ページ	意見	意見への対応
4	4章	35	<p>自立支援型のプランの作成は、今後の高齢者の重度化防止、自立意欲に影響してくると思われま。</p> <p>「リハビリ専門職によるアセスメント支援事業」は制度の見直しをすと記載されていますが、具体的内容が決まっていれば知りたいです。</p> <p>要介護者でもリハビリの介入で改善するケースもあるので、介護保険利用者でも利用可能になると、より自立支援を意識したプラン立案ができると思いま。</p>	<p>「リハビリ専門職によるアセスメント支援事業」は、令和2年度から始めたところであり、効果的な介入ケースや、情報共有の様式など、地域包括支援センター、安城地域リハビリネットワークの意見を取り入れながら、随時改善を試みています。初年度は新たに始める事業でもあることから、まずは要支援者を対象者とし、委託先の愛知県理学療法士会（実質的には安城地域リハビリネットワークのメンバー）が必要に対し対応しきれるボリュームとなるかを見極めていますが、令和2年度は120回の予算を計上しているのに対し、4月から10月までの利用実績は約10回と、想定よりも利用が少ない状況です。</p> <p>ご指摘の通り、要介護者も比較的軽度な方についてはリハビリ専門職の介入効果があるだろうと想定しており、ケアマネジャーのニーズがあり、かつ愛知県理学療法士会が受託できる回数の範囲であれば要介護2程度までの方を対象としていくことも検討しています。</p> <p>「制度の見直し」については、「地域包括支援センターにおける」という言葉が足りず、誤解を与えてしまいましたが、リハビリ専門職によるアセスメント支援事業の事を指していません。正確な表現は下記のとおりです。</p> <p>アセスメントの質を高めるには「地域包括支援センターにおける」プランナーの安定した確保が欠かせませんが、現状の制度では採算性から十分な人員配置となっていないところもあり、制度の見直しを実施します。</p>
5	4章	36	<p>高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施できる制度を構築すると記載されていますが、具体的な構想があれば伺いたい。</p>	<p>具体的な構想について、現在保健センター、国保年金課、高齢福祉課で検討を重ねているところであり、現時点で実施が確実なものをプランに落とし込むことができません。</p> <p>今年度は国保データベースに健診データ等を紐づけ、分析の元となるデータベースの構築作業を国保年金課で進めている段階です。このデータ分析を保健師が行い、地域ごとの課題を紐解き、また訪問や受診勧奨が必要なハイリスク者の絞り込みを行っていきます。既に通いの場におけるフレイルチェックや健康チェックは一部の包括で実施しており、必要なサービスや資源につなぐということを実施していますが、全ての地区でこのような取り組みが展開できるようにしていく必要があると考えています。</p> <p>また、通いの場等に興味のない方へのアプローチとして、ショッピングセンターなどにおける出張フレイルチェックや健康相談などのイベントを実施を検討しています。</p>

事前質問票 ご意見と対応について

番号	章	資料 ページ	意見	意見への対応
6	4章	42	助成・手当の申請について民生委員やケアマネジャーへ周知させることにより申請漏れの防止を図るとあるが、現在はケアマネジャーから助成対象となる介護人に対し助言をし、申請をするという流れである。民生委員では介護認定等については把握できず、決定通知が届いてから把握するのが現状である。そのため、「施策の方向」に民生委員について記載することが良いのかどうか。記載するのであれば、申請が通った段階で連絡がいただきたい。	ご指摘に基づき、当該箇所（資料4 2ページ「施策の方向」）の記載を次のとおり修正します。 「助成・手当の申請について、ケアマネジャーへ周知をすることにより、申請漏れの防止を図るとともに、民生委員等により申請方法を含めた事業内容の周知を行います。」
7	4章	43	「介護者のつどい」を「介護者おしゃべりサロン」へと名称変更してはどうか	「介護者のつどい」は社会福祉協議会としての事業名です。それに対し、「介護者おしゃべりサロン」は、既存のボランティア団体の個別名称であり、この名称どおりに事業名を変更することは難しいと考えます。
8	4章	48	あんジョイ生活サポーター養成研修事業について、令和元年度3回実施され、令和2年度の研修予定がないようですが、これは何か特別な理由があるのでしょうか。	今年度は新型コロナウイルスの感染防止のため、開催を中止といたしました。本研修は講義にグループワークを加えた2日間にわたり終日実施される長時間の研修であり、また、過去に実施した参加者の属性も60歳以上が7割超を占めることからリスクが高いと判断しています。

事前質問票 ご意見と対応について

番号	章	資料 ページ	意見	意見への対応																														
9	4章	48	あんジョイ生活サポーター養成研修を終了した方々の、その後の現況を教えてください。	<p>修了者の状況については、以下表のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">マッチング</th> </tr> <tr> <th>年度</th> <th>あんジョイ 修了者数</th> <th>参加者数</th> <th>参加 事業者数</th> <th>就労者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H28</td> <td>190</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>38</td> <td>15</td> <td>5</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>35</td> <td>21 (7)</td> <td>12 (2)</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>27</td> <td>6</td> <td>3 (2)</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※H30はマッチングの参加者21名のうち、7名が修了者。他は一般の人。 参加事業者については、2社が生活支援訪問サービス 他の10社は施設系の事業所 ※R1は参加事業者3社のうち、2社が生活支援訪問サービス他の1社はNPO法人</p>	マッチング					年度	あんジョイ 修了者数	参加者数	参加 事業者数	就労者数	H28	190	—	—	—	H29	38	15	5	1	H30	35	21 (7)	12 (2)	1	R1	27	6	3 (2)	1
マッチング																																		
年度	あんジョイ 修了者数	参加者数	参加 事業者数	就労者数																														
H28	190	—	—	—																														
H29	38	15	5	1																														
H30	35	21 (7)	12 (2)	1																														
R1	27	6	3 (2)	1																														

事前質問票 ご意見と対応について

番号	章	資料 ページ	意見	意見への対応
10	4章	48	生活支援訪問サービス事業所からは、雇用予定があるのでしょうか。	<p>令和2年2月にあんジョイ生活サポーターの活用をテーマに、研修修了者、生活支援訪問サービス事業所等とティーミーティングを行ったほか、個別に特定のサービス事業所へヒアリングを実施し、なぜ雇用に結びつかないかという意見交換を行いました。主な要因として、就労を後押しする制度が不足しているのではないかとということと、そもそも事業所の求める人材は専門性のある人材であるのに対し（あんジョイ生活サポーターの雇用予定は12社中2社のみ）、受講者の動機は就労を目的とする人は少なく、日常の家庭や地域における援助の技術を学びたいというミスマッチが挙げられます。</p> <p>就労を後押しする仕掛けとして、平成29年度、30年度に事業者と修了生のマッチングをする就職説明会を設けたものの、事業者、修了者双方に参加が非常に少ない状況でありました。令和元年度は事業者と相談し、研修修了時に即日マッチングを行うという改善を行いました。それでも事業者、修了者ともに参加を希望する人は非常に少ない状況でした。</p> <p>現行の講座の内容では事業者にとって専門性が不足し、期待する能力に満たない、一方で受講者にとってはこれ以上の長時間（11時間）にわたる講座は求めているという状況です。</p> <p>今後、生活支援訪問サービスを担う人材については、あんジョイ生活サポーター修了者に加え、愛知県の実施する入門的研修（21時間のカリキュラム）修了者でも従事できるよう制度改正を予定しています。</p> <p>あんジョイ生活サポーター修了者に対しては、生活支援訪問サービス事業者に限らず、全ての介護サービス事業所に毎年ニーズ調査を行った求人情報を引き続き提供するほか、ボランティア養成講座や認知症カフェの担い手としてなど地域で活躍していただけるよう、様々な情報提供をしていきます。</p> <p>なお、マッチングイベントの際に成立した就労者数は各回1人しかいませんでしたが、修了者がサービス事業者と直接問い合わせや面談を行ったこともあると聞いておりますので、若干数は雇用に結びついたケースもあると推測されます。</p>

事前質問票 ご意見と対応について

番号	章	資料 ページ	意見	意見への対応
11	4章	56	サロンは各町内に設置されているが、コロナで休止を余儀なくされてからまだ再開されていないところがある。町内会のスタッフでは対策に不安もあり、再開に踏み切れないサロンがあると思います。コロナ対策の指導やサポートはどの程度支援体制ができていのでしょうか。まだ、町内ではあってもサロン会場まで通うことに不安を抱いている人もいると思うので、送迎体制を整備して欲しいです。	<p>新型コロナウイルス感染症対策のサポートですが、社会福祉協議会を通じて、基本対策として、通いの場の主催者やイベント参加者向けに、3密の回避、手指消毒、マスク着用、検温、参加者の連絡先の確保等を徹底するように伝えております。</p> <p>また、一部の地域では、地域ケア地区会議において、病院の感染症対策専門家からの対処すべきポイントを学んだり、薬品会社に講師を派遣してもらい手洗い、手指消毒のポイントなどをサロンの担い手向けに実施しています。</p> <p>また、サロンへの送迎体制については、隣近所との乗り合いなど共助を中心としながら推進し、足りない部分を公助により補完すべきものと考えています。なお、公助として、令和3年度より、高齢者の外出を支援する制度として、タクシー利用の助成を計画しています。</p>
12	4章	67	高齢者中短期入所生活支援事業について入所先の「養護老人ホーム居室」とは、安城養護老人ホームでしょうか。他に何か所かあるのでしょうか。	お見込みのとおり、安城市養護老人ホームを指しており、市内1か所のみです。
13	4章	73, 74	介護人材について ケアマネジャーもそうですが、在宅のヘルパーさん（訪問介護員）の高齢化と人材不足が心配です。資料の中には、軽度者はあんジョイ生活サポーター、重度者を専門職へ移行とありました。このままだと、在宅を支援してくれるヘルパーさんが不足しないか心配になります。現に、訪問介護事業所に依頼しても、依頼を受けていただく事業所を探すことに苦慮しています。施設系の事業所であれば、外国人の介護職員でも対応できるかと思いますが、在宅は生活様式、言葉などを考慮すると、日本人の方が適していると思われます。今後、高齢者世帯、独居が増えるというデータがあるので、40代～50代のヘルパーさんが在宅サービスで活躍していただけるように人材育成、意識改革、働きやすい職場環境の充実をお願いします。	<p>介護職員は全国的に不足しており、本市においても同様です。訪問介護は介護保険制度における重要な在宅サービスのひとつですが、1対1で利用者に対応することから、人材確保及び育成が難しい職種であると認識しています。</p> <p>本市においては今後、現行の介護関連資格の取得補助の制度を拡充し、人材育成を支援します。</p> <p>また、愛知県の補助金制度の活用を促進することにより、事業者の介護ロボット・ICT機器の導入を支援します。そのために、制度の周知を徹底するとともに、ICT機器の効果的な導入方法について検討してまいります。</p>

事前質問票 ご意見と対応について

番号	章	資料 ページ	意見	意見への対応
14	その他	-	<p>大型スーパー、コンビニ等の閉店により、ひとり暮らし高齢者は買い物が大変不便になっている。買い物難民集落が増える中で、在宅生活支援のため、移動販売制度の検討を望みます。</p>	<p>買い物の支援策として、ご提案のとおり、移動販売車が既に一部地域を巡回し、販売しているところですが、拡充されるよう働きかけを行っています。</p> <p>具体的には、一部の地域では生活支援コーディネーターが買い物困難な人のアンケート調査を行い、移動販売の事業者ニーズを伝え、マッチングを図っています。移動販売の事業者にヒアリングしたところ、移動販売の事業者としてもニーズがあれば訪問してくれるということでした。</p> <p>また、買い物という目的であれば、移動販売の他、宅配によるサービスでも問題は解決できます。生協やコープなど、高齢者世帯や介護認定者など一定の条件を満たせば無料で宅配サービスを利用できますので、ケアマネや包括からサービス提案できるよう周知を行っていきます。</p> <p>このように、高齢者の困りごとを単に行政サービスだけで解決するのではなく、民間企業のサービスなどをうまく活用できるよう、生活支援コーディネーターが協議体を開催し、情報共有と課題解決に向けたアイデア出しを行っています。</p> <p>また、令和3年度より、高齢者の外出を支援する制度として、タクシー利用の助成を計画しています。</p>
15	その他	-	<p>全体を通じて前回の会議に話題にあがりましたが、コロナで生活様式が変化していますが、あんジョイプラン9の内容を見直した箇所があれば知りたいです。</p>	<p>新型コロナウイルス等の感染症への対応については、資料68ページ、施策「2-6 安全対策の推進」に記載を追加しました。</p> <p>具体的には、高齢者と関係性の強い機関に対し、感染症対策に協力要請を行い、速やかな情報共有を図っていきます。</p> <p>また、高齢者への周知にあたっては、老人クラブ等の地域団体がその役割を果たしていることが多いため、日頃から情報連携を図ることで、緊急時に速やかに対応できるよう、関係性の強化に努めます。</p> <p>また、資料80ページには、介護事業所との連携についても同様に記載しており、国や県からの補助金等を利用して備蓄を増やすなど、日頃からの非常事態に備えるとともに、必要な情報の共有に努めます。</p>